

創業サポート資金

(愛知県融資制度 経済環境適応資金 パワーアップ資金 金融機関提案型融資メニュー)

2019 年 11 月 1 日現在

商 品 名	ちゅうしん 創業サポート資金
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たされる法人または個人事業者 ・ 創業後 5 年以内の方 ・ ちゅうしんビジネスセンターを利用し、所定の事業(創業)計画書をご提出いただける方 ・ ちゅうしんビジネスセンターの専門職員が計画策定のお手伝いをいたします(無料) ・ 愛知県信用保証協会の保証を受けられる方(原則) ・ 当金庫の会員となる資格のある方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内で事業をされている方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。
お使いみち	・ 創業に伴う資金(運転資金・設備資金)
ご融資金額	・ 2,000 万円以内
ご融資期間	・ 7 年以内
ご融資利率	・ 融資期間 5 年以内：年 1.1%以内 ・ 融資期間 7 年以内：年 1.2%以内
ご融資形式	・ 証書貸付
ご返済方法	・ 毎月元金均等分割返済(1 年以内の据置可能)
保 証 人	・ 愛知県信用保証協会の取扱いに準じます。
担 保	・ 愛知県信用保証協会の取扱いに準じます。
保 証 料	・ 愛知県信用保証協会に対し、所定の保証料(年 0.38%～年 1.74%)をお支払いいただきます。
手 数 料	・ 繰上返済手数料(当金庫でお申込みの融資に関し、完済条件となる場合を除きます。) - 一部繰上返済 11,000 円、全額繰上返済 22,000 円 ・ 条件変更手数料(当金庫からの提案によるものは除きます。) ① 返済口座変更、ボーナス月・返済日の変更：1 件につき 5,500 円 ② 返済元金据置、返済額変更、金利変更：1 件につき 11,000 円 ③ 上記以外：1 件につき 5,500 円 ※手数料には消費税等が含まれています。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部(9 時～17 時、電話：052-913-1153)にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他	・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算は、当金庫本支店までお問い合わせください。

中 日 信 用 金 庫